

令和 6 年 4 月 15 日

一宮市規則第 19 号及び第 20 号を別紙のとおり公布
する。

一宮市長 中 野 正 康

規則番号一覧表

規則第19号	一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
規則第20号	一宮市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年4月15日

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第19号

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
一宮市建築基準法施行細則(昭和57年一宮市規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(認定申請書の添付図書等) 第16条 省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(あ)欄に掲げる法又は政令の規定による認定の申請の区分に応じ、同表の(い)欄に掲げるとおりとする。 【別記1 参照】 2 次の表の(あ)欄に掲げる法、政令又は条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の(い)欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。 【別記2 参照】 3～6 略	(認定申請書の添付図書等) 第16条 略 【別記1 参照】 2 略 【別記2 参照】 3～6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

	(あ)	(い)
略		
(6)	略	
(7)	政令第137条の16第2号	1 (1)項(い)欄第1号に掲げる図面 2 (2)項(い)欄第2号に掲げる図面 3 (3)項(い)欄第3号に掲げる図面 4 <u>省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書</u> 5 その他市長が必要と認める図書

改正案

	(あ)	(い)
--	-----	-----

略		
(6)	略	
(7)	政令第137条の12第6項	1 (1)項(イ)欄第1号及び第2号に掲げる図面 2 省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書 3 その他市長が必要と認める図書
(8)	政令第137条の12第7項	1 (1)項(イ)欄第1号に掲げる図面 2 (2)項(イ)欄第2号に掲げる図面 3 (7)項(イ)欄第2号に掲げる図書 4 その他市長が必要と認める図書
(9)	政令第137条の16第2号	1 (1)項(イ)欄第1号に掲げる図面 2 (2)項(イ)欄第2号に掲げる図面 3 (3)項(イ)欄第3号に掲げる図面 4 (7)項(イ)欄第2号に掲げる図書 5 その他市長が必要と認める図書

【別記2】

現行

	(あ)	(い)
略		
(3)	条例第5条ただし書、第6条第1項ただし書、第7条ただし書、第9条第3項、第20条第1項ただし書、第25条ただし書又は第26条ただし書	1 省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図 2 省令第1条の3第1項の表1に掲げる立面図及び断面図(条例第5条ただし書、第6条第1項ただし書又は第7条ただし書の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表1に掲げる立面図) 3 その他市長が必要と認める図書
略		
(5)	条例第31条ただし書、第32条、第34条、第35条又は第36条第2項	1 (1)項(イ)欄第1号及び第2号に掲げる図面 2 政令第129条の2第1項の全館避難安全検証法により検証した際の計算書 3 その他市長が必要と認める図書

改正案

	(あ)	(い)
略		
(3)	<p>条例第5条ただし書、第6条第1項ただし書、第7条ただし書、第9条第3項、第20条第1項ただし書、第25条ただし書又は第26条ただし書</p>	<p>1 (1)項(い)欄第1号に掲げる図面</p> <p>2 (1)項(い)欄第2号に掲げる図面 (条例第5条ただし書、第6条第1項ただし書又は第7条ただし書の規定による認定の申請にあつては、省令第1条の3第1項の表1に掲げる立面図)</p> <p>3 その他市長が必要と認める図書</p>
略		
(5)	<p>条例第36条第2項</p>	<p>1 (1)項(い)欄第1号及び第2号に掲げる図面</p> <p>2 炭酸ガス及び一酸化炭素の含有率並びに浮遊粉じんの量に関する換気性能を明示した図書</p> <p>3 その他市長が必要と認める図書</p>
(6)	<p>条例第40条の2第1項</p>	<p>1 (1)項(い)欄第1号及び第2号に掲げる図面</p> <p>2 政令第129条の2第1項の全館避難安全検証法の例により検証した際の計算書又は同項の国土交通大臣の認定を受ける場合の例により法第77条の56第2項に規定する指定性能評価機関が作成した全館避難安全性能に関する評価書</p> <p>3 その他市長が必要と認める図書</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年4月15日

一宮市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第20号

一宮市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
一宮市営住宅条例施行規則(平成10年一宮市規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 _____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 平成20年5月9日雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知に基づき、<u>婦人相談所等</u> _____により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者 _____</p> <p>_____又は婦人相談所</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 平成20年5月9日雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知に基づき、<u>女性相談支援センター</u>により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者、<u>配偶者暴力相談支援センター</u>により配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類が発行されている者又は<u>女性相談支</u></p>

<p>____以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター並びに福祉事務所及び市町村の配偶者暴力相談支援担当部署をいう。)若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知別記様式1による確認がされている者</p>	<p><u>援センター</u>以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター並びに福祉事務所及び市町村の配偶者暴力相談支援担当部署をいう。)若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知別記様式1による確認がされている者</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。